

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則六 一二）の一部を次のように改正する。

別表第一東部保健福祉局、総合県民局及び保健所の項の項名を「南部環境保全室及び保健所」に改め、同表住宅課、東部県土整備局及び総合県民局の項の項名を「住宅課及び県土整備事務所」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。